

令和4年2月3日

災害時における車両避難場所等提供協力について ～福島運輸支局駐車場へ一時避難することが出来ます～

福島市と東北運輸局福島運輸支局は、令和4年1月21日に「災害時における車両避難場所等提供協力に関する覚書」を締結しました。

これにより、災害が発生した際に東北運輸局福島運輸支局の駐車場へ一時的に避難することができるようになりました。

記

1. 背景

東北運輸局福島運輸支局が立地する吉井田地区は、荒川の浸水想定区域が広範囲に広がっており、洪水時に開設できる指定避難所も限られている状況ですが、福島運輸支局の駐車場は浸水想定区域に含まれていないことから、車両避難場所としての協力をお願いしたものです。

2. 避難できる場所／東北運輸局 福島運輸支局 駐車場 約65台 福島市吉倉字吉田54番地

3. その他

- ・避難情報の『警戒レベル3：高齢者等避難』が発令された場合、福島運輸支局の業務時間外に駐車場を車両避難場所として提供していただきます。
- ・避難する際の注意事項など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kikikanri-g/bosai/bosaikiki/itijihinanjo.html>



担当：危機管理室
室次長 蛭田、減災係長 守山
電話 024-525-3793（直通）